

国立情報学研究所学術機関リポジトリデータベース運用規程

〔平成26年5月22日
制 定〕

(目的)

第1条 この規程は、国立情報学研究所（以下「研究所」という。）の学術機関リポジトリデータベース（以下「IRDB」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 IRDBとは、日本国内の学術機関リポジトリに登録されたメタデータ（以下「メタデータ」という。）を広く一般に流通させることを目的としたデータベースをいう。

2 IRDBの運用とは、メタデータについてIRDBへの提供を受け付け、利用に供すること（以下「提供等」という。）をいう。

(提供等の対象)

第3条 研究所は、日本国内の学術機関リポジトリのメタデータを、提供等の対象とする。

(メタデータの提供の申請)

第4条 研究所は、IRDBへメタデータの提供をしようとする者に対し、所定の様式での申請を求めるものとする。提供の申請は、原則として、機関単位で行うものとする。

(提供機関の承認)

第5条 所長は、第4条の申請について適当と認めた者（以下「提供機関」という。）には、これを承認し、提供を許可するものとする。

(届出)

第6条 研究所は、次の各号に掲げる事項が提供機関に生じた場合に、当該提供機関から届出を受領するものとする。

- 一 提供を中止するとき
- 二 申請書の記載事項に変更が生じたとき

(メタデータの利用)

第7条 研究所は、以下の各号に該当するメタデータの利用を行うことができる。

- 一 研究所内の情報サービス
- 二 第三者へのデータ提供
- 三 サービス向上及び自らの研究目的での利用

(免責)

第8条 研究所は、以下の各号により、提供機関に生じた損害について、賠償の責任を負わないものとする。

- 一 システムメンテナンスやセキュリティインシデント、その他の理由によりIRDBの運用が停止したとき
- 二 IRDBの運用が終了したとき

2 研究所は、IRDBの運用を通じて提供機関と第三者との間に生じた紛争について、一切

の責を負わないものとする。

(改訂等)

第9条 研究所は、必要に応じてこの規程を改訂し、研究所が相当と判断する方法で提供機関に通知する。この通知のときから、改訂後の規程が適用されるものとする。

2 この規程の準拠法は日本国法とする。また、サービスに関する紛争の第一審専属管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。